

協福島支部発第 2501\*\*-\*\*号  
令和 7 年 1 月 \*\*日

全国健康保険協会  
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会福島支部  
支部長 遠藤 隆男  
(公印省略)

### 都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

#### 記

##### 1. 意見の要旨

福島支部の令和 7 年度保険料率について、令和 6 年度保険料率の 9.59%から 0.03 ポイント引き上げ、9.62%とすることはやむを得ないと考えます。

##### 2. 理由等

エネルギー価格の高騰や物価上昇が続き、加入者および事業主の皆さまには依然として厳しい状況が続く中、2年連続で保険料率が引き上げとなることは非常に心苦しく残念と言わざるを得ません。

しかしながら、協会けんぽの財政状況は設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造が続いていることに加え、今後も保険給付費や後期高齢者支援金の増加が見込まれており、協会財政の中長期的な安定を考慮した平均保険料率 10.0%を前提に算出された当支部の保険料率 9.62%はやむを得ないものと考えます。

福島支部の保険料率は全国的に見ると低い位置にありますが、加入者の健康指標は生活習慣病リスク保有割合や、喫煙者の割合など様々な項目において全国下位に位置していることから、引続き県や各関係団体との連携を密にしながら、より一層加入者の健康

増進、医療費適正化に向け取組んで参る所存です。

なお、前回の評議会で、平均保険料率 10.0%の維持について、評議員の皆さまからは妥当とのご意見をいただきましたが、準備金残高のあり方や国庫補助率の引上げについて検討の要望が出されておりますので、再度意見として申出いたします。

以上